

改正

平成19年3月22日教育委員会規則第3号

平成20年9月19日教育委員会規則第11号

平成21年6月22日教育委員会規則第5号

平成24年3月22日教育委員会規則第1号

平成29年3月16日教育委員会規則第4号

喜多方市公立学校施設の開放に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第13条第1項の規定に基づき、地域住民のスポーツ活動の場を確保するため、市立学校の施設を市民一般の利用に供すること（以下「施設の開放」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(開放施設、開放日及び開放時間)

第2条 開放する施設（以下「開放施設」という。）、施設開放を行う学校（以下「開放学校」という。）、開放日及び開放時間は、別表に定めるとおりとする。

2 喜多方市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、特別の事情があると認めた場合に限り、別表の開放日及び開放時間を臨時に変更することができる。

(開放施設の管理責任)

第3条 施設の開放に伴う管理責任主体は、教育委員会とし、開放学校長は、一切の責任を負わないものとする。

2 施設の開放に関する事務の全部又は一部を開放学校長に委任することができる。

(管理指導委員)

第4条 開放学校に、管理指導員を置く。

2 管理指導員は、教育委員会が委嘱する。

3 管理指導員は、教育委員会の命を受け、開放施設の管理及び開放施設を利用する者の安全の確保に当たるものとする。

4 管理指導員は、非常勤とする。

(団体の登録)

第5条 施設の開放を受けようとする者は、次に掲げる要件を備える団体で、あらかじめ学校体育

施設利用団体登録申請書（様式第1号）により、教育委員会に登録しなければならない。

(1) 市内に在住し、在勤し、又は在学する者で構成すること。

(2) 10人以上で構成し、成人の責任者を有すること。

(登録証の交付)

第6条 前条に規定する団体の登録は、年度ごとに行うものとする。

2 教育委員会は、利用団体として適当と認めた場合には、学校体育施設利用団体登録証（様式第2号）を交付するものとする。

(許可の申請)

第7条 開放施設の利用の許可を受けようとする者は、前条の登録証を提示し、利用しようとする日の15日以前に学校体育施設利用許可申請書（様式第3号）を提出し、その許可を受けなければならない。

(許可書の交付)

第8条 教育委員会は、開放施設の利用を許可したときは、申請者に対し学校体育施設利用許可書（様式第4号）を交付する。

2 利用の許可を受けた者は、開放施設の利用の当日に管理指導員に対し、学校体育施設利用許可書を提示するものとする。

(利用の制限)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、利用を認めないものとする。

(1) 学校教育上支障があると認められるとき。

(2) 開放施設の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 公益を害するおそれがあると認められるとき。

(4) 営利を目的とすると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

(利用許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、第8条によって許可した後に次の各号のいずれかに該当するときは、利用の条件を変更し、又は利用を停止させ、若しくは許可を取り消すことができる。

(1) この規則に違反したとき。

(2) 利用許可の目的以外の利用又は許可条件に違反したとき。

(3) 教育委員会及び開放学校の指示に従わないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、不慮の事態が発生したとき。

2 前項の規定に基づき利用の条件を変更し、又は利用を停止させ、若しくは許可を取り消したことにより利用者が損害を受けることがあっても、教育委員会は、その責めを負わない。

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、開放施設の利用を終了したときは、施設等を整理整頓し、原状に復した後、管理指導員の確認を受けなければならない。

(利用者の弁償責任)

第12条 利用者は、開放施設の施設等を故意又は過失によって損傷し、又は亡失したときは、弁償の責めを負わなければならない。ただし、教育委員会が相当の理由があると認めるときは、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、旧喜多方市公立学校施設の開放に関する規則（昭和53年喜多方市教育委員会規則第4号）、旧塩川町立学校施設の開放に関する規則（昭和57年塩川町教育委員会規則第1号）、旧山都町立学校体育施設の開放に関する規則（平成7年山都町教育委員会規則第1号）又は旧高郷村立学校体育施設の開放に関する規則（昭和55年高郷村教育委員会規則第2号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成19年3月22日教委規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月19日教委規則第11号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月22日教委規則第5号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月22日教委規則第1号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月16日教委規則第4号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

開放施設	開放学校	開放日	開放する時間
校庭	喜多方市立第一小学校	12月29日から翌年1月3日 日までを除いた日	午後6時30分から午後9時 時まで
	喜多方市立第二小学校		
	喜多方市立堂島小学校	学校教育上支障のない日	学校教育上支障のない日 の午後9時まで
	喜多方市立塩川小学校		
	喜多方市立姥堂小学校		
	喜多方市立駒形小学校		
	喜多方市立塩川中学校		
	喜多方市立山都小学校	学校教育上支障のない日	学校教育上支障のない日 の午後9時まで
	喜多方市立山都中学校		
喜多方市立高郷小学校	学校教育上支障のない日	学校教育上支障のない日 の午後9時まで	
喜多方市立高郷中学校			
体育館	喜多方市立第一中学校	12月29日から翌年1月3日 日までを除いた日	午後6時30分から午後9時 時まで
	喜多方市立第二中学校		
	喜多方市立第三中学校		
	喜多方市立第二小学校		
	喜多方市立堂島小学校	学校教育上支障のない日	学校教育上支障のない日 の午後9時まで
	喜多方市立塩川小学校		
	喜多方市立姥堂小学校		
	喜多方市立駒形小学校		
	喜多方市立塩川中学校		
	喜多方市立山都小学校	学校教育上支障のない日	学校教育上支障のない日 の午後9時まで
	喜多方市立山都中学校		
	喜多方市立高郷小学校	学校教育上支障のない日	学校教育上支障のない日 の午後9時まで
	喜多方市立高郷中学校		
	喜多方市立高郷中学校柔剣道場		

備考 校庭の利用には、校庭夜間照明施設の使用を含むものとする。

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第8条関係）